

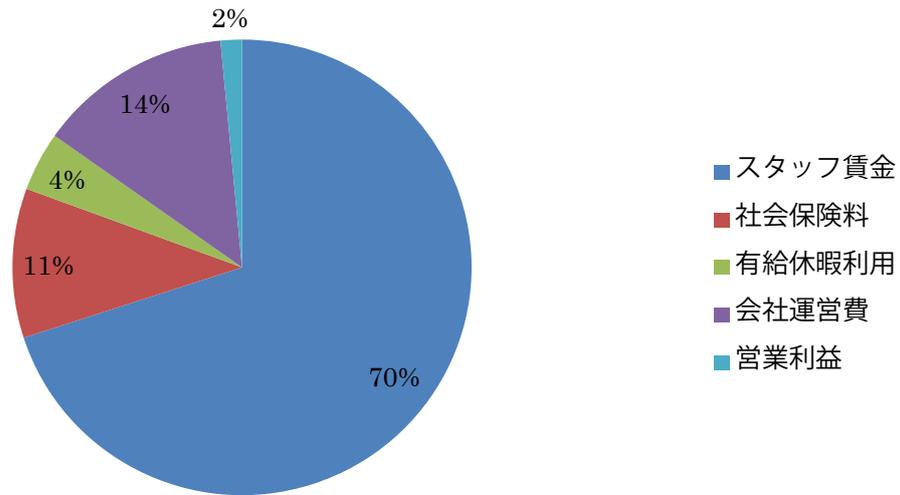
改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

平成30年度マージン率内訳



社会保険には労働保険料や雇用保険料・健康・介護・厚生年金などの会社負担の費用も含まれております。

派遣会社諸経費には業務に伴う制服や帽子、安全靴。

取引先（派遣先）の倒産や料金の不払いにより派遣料が回収されない場合でも、派遣スタッフは賃金を払う義務があり案素。当社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、事務所賃料や募集費用や業務に伴う制服や安全靴などこれらすべて差し引いた残りの1.5%程度が当社の営業利益となります。

以上